

通し 番号	事業 番号	事務事業名	課名	事業の目的	事業の概要	成果
1	937	オンブズマン事務	オンブズマン事務局	市政に関する苦情を公平・公正な立場で処理し、市民の権利と利益の保護を図るとともに、市政に対する市民の理解と信頼を高め、より開かれた市民参加の行政の推進を図る。	2名のオンブズマンが交代で月4回の定例相談日を設け、苦情申立や相談に対応する。 苦情申立に対して、申立人及び市の関係機関への調査を行い、その調査結果を申立人及び市の関係機関へ通知する。 必要に応じて市の関係機関へ勧告・提言等を行う。	苦情申立書によるもの2件（前年度0件）、苦情申立書によらないオンブズマン相談5件（内継続3件、前年度4件）、事務局相談5件（前年度8件）に対処した。市ホームページ及び市広報紙等によりオンブズマン制度の周知を行なうと共に、令和4年度の活動状況報告書を各公共施設で公表した。